

## 平成十七年法律第四百八号

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律

目次

第一節 総則（第一条～第四条）

第二章 再処理等拠出金の納付及び再処理等の実施

第一節 再処理等拠出金の納付（第五条～第九条）

第二節 廃炉拠出金の納付（第十一条～第十五条）

第三章 廃炉拠出金の納付及び廃炉に係る費用の支払

第一節 廃炉に係る費用の支払（第十六条～第十七条）

第二節 使用済燃料再処理・廃炉推進機構

第一節 設立（第二十三条～第二十七条）

第二節 運営委員会（第二十八条～第三十六条）

第三章 役員等（第三十七条～第四十八条）

第四章 業務（第四十九条～第五十六条）

第五章 財務及び会計（第五十七条～第六十条）

第六章 監督（第六十一条～第六十六条）

第七章 雜則（第六十七条～第六十九条）

第八章 雜則（第七十条～第七十三条）

第九章 罰則（第七十四条～第八十条）

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、使用済燃料の再処理等の着実な実施及び円滑かつ着実な廃炉の推進のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「使用済燃料」とは、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭

和三十年法律第百八十六号）第三条第一号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）をいう。

この法律において「分離有用物質」とは、再処理に伴い使用済燃料から分離された核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

この法律において「再処理等」とは、次に掲げるものをいう。

一、再処理及び再処理に伴い分離された核燃料物質の加工（原子炉等規制法第二条第九項に規定する加工をいう。以下「再処理関連加工」という。）

二、次に掲げるものの処理、管理及び処分（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第二条第八項第一号に掲げる第一種特定放射性廃棄物に係る同条第二項に規定する最終処分を除く。）

イ、再処理に伴い使用済燃料から分離有用物質を分離した後に残存する物（以下「残存物」という。）

ロ、再処理及び再処理関連加工に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によって汚染された物

イ、再処理に伴い使用済燃料から分離有用物質を分離した後に残存する物（以下「残存物」という。）

等」とは、実用発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者（当該実用発電用原子炉の運転を開始していない者を除く。）及び原子炉等規制法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等（同項の規定により原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者とみなされているものに限る。）をいう。

この法律において「実用発電用原子炉設置者等」とは、実用発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者（当該実用発電用原子炉設置者とみなされているものに限る。）をいう。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等」とは、特定実用発電用原子炉設置者等（同項の規定により原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等（同項の規定により原子炉等規制法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者とみなされているものに限る。）を除く。）をいう。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の責任」とは、特定実用発電用原子炉設置者等の責任を負う。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の責務」とは、特定実用発電用原子炉設置者等は、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の実施」（再処理等拠出金の納付及び再処理等の実施）とは、再処理等拠出金の納付

（再処理等拠出金）と特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等業務（第四十九条第一号及び第二号に掲げる使用済燃料再処理・廃炉推進機構設施（原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により指定されたものを除く。）をいい、その設置されている建物及びその附属設備を含む。以下この章及び次章において「機構」という。）の業務並びにこれらに附帯する機構の業務をいう。（以下同じ。）に必要な費用に充てるため、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の責任」（再処理等拠出金）とは、特定実用発電用原子炉設置者等の責任を負う。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の責務」（再処理等拠出金）とは、特定実用発電用原子炉設置者等は、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の実施」（再処理等拠出金）とは、再処理等拠出金の納付

（再処理等拠出金）と特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等業務（第四十九条第一号及び第二号に掲げる使用済燃料再処理・廃炉推進機構設施（原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により指定されたものを除く。）をいい、その設置されている建物及びその附属設備を含む。以下この章及び次章において「機構」という。）の業務並びにこれらに附帯する機構の業務をいう。（以下同じ。）に必要な費用に充てるため、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の責任」（再処理等拠出金）とは、特定実用発電用原子炉設置者等の責任を負う。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の責務」（再処理等拠出金）とは、特定実用発電用原子炉設置者等は、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の実施」（再処理等拠出金）とは、再処理等拠出金の納付

（再処理等拠出金）と特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等業務（第四十九条第一号及び第二号に掲げる使用済燃料再処理・廃炉推進機構設施（原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により指定されたものを除く。）をいい、その設置されている建物及びその附属設備を含む。以下この章及び次章において「機構」という。）の業務並びにこれらに附帯する機構の業務をいう。（以下同じ。）に必要な費用に充てるため、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の責任」（再処理等拠出金）とは、特定実用発電用原子炉設置者等の責任を負う。

この法律において「特定実用発電用原子炉設置者等の責務」（再処理等拠出金）とは、特定実用発電用原子炉設置者等は、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

前項の拠出金単価は、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、機構が再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするために機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

機構は、拠出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めることにより、当該機構に對し、拠出金単価を特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。

あつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第十条において同じ。)に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更により再処理等拠出金を納付する機構となる機構の認可実施計画に照らし不適切であると認めるとときは、その申請を却下することができる。

4 経済産業大臣は、第二項の申請書の提出がかった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その変更しようとする日の属する年度の前年度の二月一日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

6 経済産業大臣は、第二項の申請につき承認の処分をしたとき(前項の規定により承認があつたものとみなされるときを含む。)は、その旨をその変更に係る機構に通知するものとする。(再処理等拠出金の納付等)

**第八条** 特定実用発電用原子炉設置者は、各年度の六月三十日(その年度に特定実用発電用原子炉設置者となつた者にあつては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日)までに、再処理等拠出金を、第五条第二項の使用済燃料の量、再処理等拠出金の額その他経済産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、第六条第一項の規定により届け出た機構(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。以下この章において同じ。)に納付しなければならない。

2 前項の申告書には、第五条第二項の使用済燃料の量を証する書類として経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 機構は、特定実用発電用原子炉設置者が第一項に規定する期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に第五条第二項の使用済燃料の量若しくは再処理等拠出金の額の記載の誤りがあると認めたときは、再処理等拠出金の額を決定し、これを特定実用発電用原子炉設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた特定実用発電用原子炉設置者は、再処理等拠出金を納付しないときは同項の規定により機構が決定した再処理等拠出金の全額を、納付した再処理等拠出金の額が司項の規定により機構が決定した再処理等拠出金の額を決定し、これを特定実用発電用原子炉設置者に通知する。

第十(廢) 第九(延) 第八(のり) 第七(けい) 第六(第六) 第五(理) 第四(決) 第三(は) 第二(未) 第一(に) 第十(燃) 第九(計) 第八(のり) 第七(けい) 第六(第六) 第五(理) 第四(決) 第三(は) 第二(未) 第一(に) 第十(務) 第九(進) 第八(のり) 第七(けい) 第六(第六) 第五(理) 第四(決) 第三(は) 第二(未) 第一(に)

機構足額再処構が合にの再ると付し、還付する

法 律 等  
等につい  
ては拠出  
設置者等  
より、当  
するに運  
営當に設  
施するた  
くればな  
るること  
の件をそ  
とに経過  
りればな  
くことと  
に実用發  
明機構が  
設置者等  
に提出金  
額を純金  
等におい

（機構）電用発電機の運営、運送、販賣等の各項事業を經營する者。前条第一項に規定する外に、同項の要件を備えずして、前項の事業を經營する者は、は、経営者とみなす。

（）  
実田　春  
電用原子炉の設置を認める旨の承認書とし、前項の規定によるものとする。  
（）  
実田　春  
電用原子炉の設置を認める旨の承認書とし、前項の規定によるものとする。

大臣は、  
発電用  
する機  
大臣の  
度減ら  
るとい  
うとす  
るもの  
ときほ  
くもと  
は拋て  
る。その  
等の届  
に運転  
が発電用  
規定に  
及び住區  
ない。  
この旨を  
直してい  
ること。  
直してい  
たんとさ  
じたとき。  
さは、当  
大臣は、  
第二百二  
火炉施設  
満法第  
度の前年  
うとす  
るもの  
ときほ  
くもと  
は拋て  
る。その  
等の届  
に運転  
が発電用  
規定に  
及び住區  
ない。  
この旨を  
直してい  
ること。  
直してい  
たんとさ  
じたとき。  
さは、当  
大臣は、

、廃炉原子炉改修等の実験が、このように機構を変更するに係る事項について、認める。又は、機構又は、その他の実験等を経て、所長が設置者より、その結果を報告するに依り、所長は、これを承認する。

とする。が設置者等は、このように規定する。この規定は、設置者等が更しと並んで、他の規則によるものである。

その内実施のいづれも、電用原器に対するものに、その他の力に對し、何れかを加えなければならぬ事である。

令の日 なき拠 機を 除第る に原原三る 炉 転 けこ日い なるべ日実 べ、事発状 はべ

で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、その変更が廃炉拠出金を納付する機構として現に届け出ている機構の認可業務計画（第五十五条第一項前段の規定による認可を受けた廃炉推進業務中期計画をいい、同項後段の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第六条における変更のもの。以下この項及び第六条において同じ。）に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更により廃炉拠出金を納付する機構となる機構の認可業務計画に照らし不適切であると認めるとときは、その申請を却下することができる。

4 第七条第四項から第六項までの規定は、実用発電用原子炉設置者等による第二項の申請について準用する。

（廃炉拠出金の納付）

**第十四条** 実用発電用原子炉設置者等は、各年度の六月三十日（その年度に実用発電用原子炉設置者等となつた者にあっては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日）までに、廃炉拠出金を、第十二条第一項の規定により届け出た機構（前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。第十六条及び第十七条において同じ。）に納付しなければならない。ただし、当該廃炉拠出金の額の二分の一に相当する金額については、各年度の二月三十一日までに納付することができる。

（準用）

**第十五条** 第八条第六項から第八項まで及び第九条の規定は、実用発電用原子炉設置者等による廃炉拠出金の納付について準用する。この場合において、第八条第六項中「機構」とあるのは「第十四条に規定する機構」と、「第一項の納期」のは「第十四条」と、「機構」とあるのは「同条に規定する機構」と読み替えるものとする。

（廃炉実施計画）

**第十六条** 認可業務計画の計画期間内に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、廃炉の実施に関する計画（次条及び第二十九条第五

号において「廃炉実施計画」という。）を作成し、その内容が認可業務計画に適合することについて、機構の確認を受けなければならぬ。

3 これを変更しようとするときも、同様とする。（費用の請求及び支払）

**第十七条** 機構は、前条前段の確認を受けた廃炉実施計画（同条後段の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等から当該廃炉に係る費用に相当する額の支払の請求を受けたときは、実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉について機構が適正な支払を行うための基準として経済産業大臣が定める基準に従つて、当該廃炉の実施に必要な費用に相当する額を支払うものとする。

**第四章 使用済燃料再処理・廃炉推進機構**

## 第一節 総則

（目的）  
第二十四条 発起人は、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 定款には、次の事項を記載しなければならない。

（設立の認可等）

3 知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

（設立の認可等）

4 こととを必要とする。

（設立の認可等）

5 号において「廃炉実施計画」という。）を作成し、その内容が認可業務計画に適合することについて、機構の確認を受けなければならぬ。

6 再処理等、廃炉又は電気事業に関して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

7 こととを必要とする。

（設立の認可等）

8 こととを必要とする。

（設立の認可等）

9 こととを必要とする。

（設立の認可等）

10 こととを必要とする。

（設立の認可等）

11 こととを必要とする。

（設立の認可等）

12 こととを必要とする。

（設立の認可等）

13 こととを必要とする。

（設立の認可等）

14 こととを必要とする。

（設立の認可等）

15 こととを必要とする。

（設立の認可等）

16 こととを必要とする。

（設立の認可等）

17 こととを必要とする。

（設立の認可等）

18 こととを必要とする。

（設立の認可等）

19 こととを必要とする。

（設立の認可等）

20 こととを必要とする。

（設立の認可等）

21 こととを必要とする。

（設立の認可等）

22 こととを必要とする。

（設立の認可等）

23 こととを必要とする。

（設立の認可等）

24 こととを必要とする。

（設立の認可等）

25 こととを必要とする。

（設立の認可等）

26 こととを必要とする。

（設立の認可等）

27 こととを必要とする。

（設立の認可等）

28 こととを必要とする。

（設立の認可等）

29 こととを必要とする。

（設立の認可等）

30 こととを必要とする。

（設立の認可等）

31 こととを必要とする。

（設立の認可等）

32 こととを必要とする。

（設立の認可等）

33 こととを必要とする。

（設立の認可等）

34 こととを必要とする。

（設立の認可等）

35 こととを必要とする。

（設立の認可等）

36 こととを必要とする。

（設立の認可等）

37 こととを必要とする。

（設立の認可等）

38 こととを必要とする。

（設立の認可等）

39 こととを必要とする。

（設立の認可等）

40 こととを必要とする。

（設立の認可等）

41 こととを必要とする。

（設立の認可等）

42 こととを必要とする。

（設立の認可等）

43 こととを必要とする。

（設立の認可等）

44 こととを必要とする。

（設立の認可等）

45 こととを必要とする。

（設立の認可等）

46 こととを必要とする。

（設立の認可等）

47 こととを必要とする。

（設立の認可等）

48 こととを必要とする。

（設立の認可等）

49 こととを必要とする。

（設立の認可等）

50 こととを必要とする。

（設立の認可等）

51 こととを必要とする。

（設立の認可等）

52 こととを必要とする。

（設立の認可等）

53 こととを必要とする。

（設立の認可等）

54 こととを必要とする。

（設立の認可等）

55 こととを必要とする。

（設立の認可等）

56 こととを必要とする。

（設立の認可等）

57 こととを必要とする。

（設立の認可等）

58 こととを必要とする。

（設立の認可等）

59 こととを必要とする。

（設立の認可等）

60 こととを必要とする。

（設立の認可等）

61 こととを必要とする。

（設立の認可等）

62 こととを必要とする。

（設立の認可等）

63 こととを必要とする。

（設立の認可等）

64 こととを必要とする。

（設立の認可等）

65 こととを必要とする。

（設立の認可等）

66 こととを必要とする。

（設立の認可等）

67 こととを必要とする。

（設立の認可等）

68 こととを必要とする。

（設立の認可等）

69 こととを必要とする。

（設立の認可等）

70 こととを必要とする。

（設立の認可等）

71 こととを必要とする。

（設立の認可等）

72 こととを必要とする。

（設立の認可等）

73 こととを必要とする。

（設立の認可等）

74 こととを必要とする。

（設立の認可等）

75 こととを必要とする。

（設立の認可等）

76 こととを必要とする。

（設立の認可等）

77 こととを必要とする。

（設立の認可等）

78 こととを必要とする。

（設立の認可等）

79 こととを必要とする。

（設立の認可等）

80 こととを必要とする。

（設立の認可等）

81 こととを必要とする。

（設立の認可等）

82 こととを必要とする。

（設立の認可等）

83 こととを必要とする。

（設立の認可等）

84 こととを必要とする。

（設立の認可等）

85 こととを必要とする。

（設立の認可等）

86 こととを必要とする。

（設立の認可等）

87 こととを必要とする。

（設立の認可等）

88 こととを必要とする。

（設立の認可等）

89 こととを必要とする。

（設立の認可等）

90 こととを必要とする。

（設立の認可等）

91 こととを必要とする。

（設立の認可等）

92 こととを必要とする。

（設立の認可等）

93 こととを必要とする。

（設立の認可等）

94 こととを必要とする。

（設立の認可等）

95 こととを必要とする。

（設立の認可等）

96 こととを必要とする。

（設立の認可等）

97 こととを必要とする。

（設立の認可等）

98 こととを必要とする。

（設立の認可等）

99 こととを必要とする。

（設立の認可等）

100 こととを必要とする。

（設立の認可等）

101 こととを必要とする。

（設立の認可等）

102 こととを必要とする。

（設立の認可等）

103 こととを必要とする。

（設立の認可等）

104 こととを必要とする。

（設立の認可等）

105 こととを必要とする。

（設立の認可等）

106 こととを必要とする。

（設立の認可等）

107 こととを必要とする。

（設立の認可等）

108 こととを必要とする。

（設立の認可等）

109 こととを必要とする。

（設立の認可等）

110 こととを必要とする。

（設立の認可等）

111 こととを必要とする。

（設立の認可等）

112 こととを必要とする。

（設立の認可等）

113 こととを必要とする。

（設立の認可等）

114 こととを必要とする。

（設立の認可等

四 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

**第三十四条** 運営委員会は、委員長又は第三十条

第四項に規定する委員長の職務を代理する者の

ほか、委員並びに機構の理事長、副理事長及び

理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、

議決をすることができない。

運営委員会の議事は、出席した委員並びに機

構の理事長、副理事長及び理事の過半数をもつて

決する。可否同数のときは、委員長が決す

(委員の秘密保持義務)

第三十五条 委員は、その職務上知ることのでき

た秘密を漏らしてはならない。委員がその職を

退いた後も、同様とする。

(委員の地位)

**第三十六条** 委員は、刑法（明治四十年法律第

十五号）その他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみなす。

(役員)

**第三十七条** 機構に、役員として、理事長一人、

副理事長一人、理事六人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

**第三十八条** 理事長は、機構を代表し、その業務

を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機

構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を

掌理し、理事長に事故があるときはその職務を

代理し、理事長が欠員のときはその職務を行

う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、機構

を代表し、理事長及び副理事長を補佐して機構

の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故が

あるときはその職務を代理し、理事長及び副理

事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

認めるときは、運営委員会、理事長又は経済産

業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

**第三十九条** 理事長及び監事は、経済産業大臣が

任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が経済産業大臣の

認可を受けて任命する。

(役員の任期)

**第四十条** 役員の任期は、二年とする。ただし、

役員が欠けた場合における補欠の役員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

**第四十一条** 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

2 経済産業大臣又は理事長は、それぞれその任

命に係る役員が第三十三条各号のいずれかに該

当するに至ったときその他役員たるに適しない

と認めるときは、第三十九条の規定の例によ

り、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

2 役員（非常勤の者を除く。）は、當

利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當

利事業に従事してはならない。ただし、経済産

業大臣の承認を受けたときは、この限りでな

(代表権の制限)

**第四十五条** 機構と理事長、副理事長、理事と

運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはな

らない。

(監事の兼職禁止)

**第四十六条** 機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁

判外の行為を行う権限を有する代理人を選任す

ることができる。

(職員の任命)

**第四十七条** 機構の職員は、理事長が任命する。

(業務)

**第四十八条** 第三十五条及び第三十六条の規定

は、役員及び職員について準用する。

(業務)

**第四十九条** 機構は、第十八条に規定する目的を

達成するため、次の業務を行う。

一 使用済燃料の再処理等を行うこと。

二 再処理等拠出金を収納すること。

三 内滑かつ着実な廃炉の実施を図るために必

要な実用発電用原子炉設置者等に対する助

言、指導及び勧告を行うこと。

四 廃炉に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。

(廃炉に関する技術の調査、研究及び開発を行

い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供すること)。

六 廃炉拠出金を収納すること。

七 第十七条の規定による廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る使

用済燃料再処理等実施中期計画が次の各号のい

ずれにも適合していると認めるときでなければ

ば、同項の認可をしてはならない。

一 当該使用済燃料再処理等実施中期計画に係る使用済燃料の再処理等が適切かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該使用済燃料再処理等実施中期計画の内

容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他の関係法令に違反するものでないこと。

三 経済産業大臣は、使用済燃料再処理等実施中期計画が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、機構に対してその使用済燃料再処理等実施中期計画の内容を変更すべきことを命じなければならない。

4 機構は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、使用済燃料再処理等実施中期計画が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、機構に対してその使用済燃料再処理等実施中期計画の内容を変更すべきことを命じなければならない。

6 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る使

用済燃料再処理等実施中期計画が次の各号のい

ずれにも適合していないと認めるときでなければ

ば、同項の認可をしてはならない。

一 当該使用済燃料再処理等実施中期計画に係る

使用済燃料の再処理等が適切かつ確実に実

施されると見込まれるものであること。

二 当該使用済燃料再処理等実施中期計画の内

容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他の

関係法令に違反するものでないこと。

三 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る使

用済燃料再処理等実施中期計画が次の各号のい

ずれにも適合しなくなつたと認めるときは、機構

に対してその使用済燃料再処理等実施中期計画

の内容を変更するべきことを命じなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る使

用済燃料再処理等実施中期計画が次の各号のい

ずれにも適合しないと認めるときは、機構に

してその使用済燃料再処理等実施中期計画

の内容を変更するべきことを命じなければならない。

5 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る使

用済燃料再処理等実施中期計画が次の各号のい

ずれにも適合しないと認めるときは、機構に

してその使用済燃料再処理等実施中期計画

の内容を変更するべきことを命じなければならない。



効前にした行為並びに附則第一条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

附 則（平成一九年六月一三日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。  
(处分等の効力)

第八条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則の規定に相当の規定があるものは、この附則の規定に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（その他の経過措置の委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**第十一條** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二四年六月二七日法律第四  
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)。

二 及び三 略

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

**第八十六条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第八十七条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二七年六月二十四日法律第四  
八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から七まで 略

八 附則第三条から第五条まで及び第九条から  
第十一条までの規定、附則第八十八条中電源

開発促進税法第二条第一号の改正規定、同法第九条第二項の改正規定（「第十一條に」を「第十二条第一項に」に改める部分に限る）、同法第十二条の見出しの改正規定及び同条に規定する改正規定並びに附則第九十六条の規定、平成二十六年改正法の施行の日、  
○号　附 則（平成一八年五月一八日法律第四〇号）抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。  
(拠出金に関する経過措置)  
**第二条** この法律の施行の際現に特定実用発電用原子炉設置者（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「再処理法」という。）第二条第七項に規定する特定実用発電用原子炉設置者をいう。以下同じ。）である者がこの法律の施行前に締結した委託契約に基づき再処理法第二条第四項に規定する再処理等に相当するものを他人に委託している旧使用済燃料（この法律による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立と及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）の施行の日以降の旧法第二条第五項に規定する特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生じた同条第一項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）及び旧法附則使用済燃料（旧法附則第三条第一項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）については、再処理法第五条第一項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。（使用済燃料再処理等積立金等に関する経過措置）  
**第五条** 経済産業大臣は、この法律の施行の際現に使用済燃料再処理等積立金（旧法第三条第一項に規定する使用済燃料再処理等積立金をいう。以下同じ。）の積立てがある特定実用発電用原子炉設置者から再処理法第六条第一項の規定による届出があつたときは、旧資金管理法人（この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の規定による指定を受けている法人をいう。以下同じ。）に対し、当該届出があつた使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下単に「機構」という。）に当該使用済燃料再処理等積立金に相当



（施行期日）  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当行する。

放行其時

(令和五年六月七日法律第四四〇抄)

**第一条** この法律は令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定を加える改正規定を除く。)並びに附則第十三条、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定公布の日

(原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一三条において「行待」の規定が、新たに第四号の改正の前日までの間ににおける第三条の規定による改正前の原子力発電における使用済燃 料の再処理等の実施及び老朽化の進捗に關する去

料の再処理等の実験から厚生省の指揮に依る法律（以下「新再処理法」という。）第十一一条第一項第七項の規定の適用については、同項中「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七

条の二十九の二第六項（同条第七項及び同法第二十七条の二十九の四第二項において準用する場合を含む。）又は次条第三項」とあるのは、「次条第三項」とする。

**第八条** この法律の施行の際現に実用発電用原子  
子設備者等（前項第二号第十項に規定する者を除く）

炉設置者等（新再処理法第二条第八項に規定する実用発電用原子炉設置者等をいう。以下同

じ。である者に対する新再処理法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「その実用発電用原子炉設置者等となつた日」とあるの

**第九条** この法律の施行の際現に実用発電用原子炉設置者等である者が、新再処理法第十一一条第一項の規定により最初に納付すべき同項の拠出金に対する新再処理法第十四条の規定の適用については、同条中「各年度の六月三十日（その年度に実用発電用原子炉設置者等となつた者にあつては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日）まで」とあるのは「脱炭素社会の

四号。以下この項及び次条第一項において「改正法」という。附則第十条第一項に規定する

使用済燃料再処理・廃炉推進機構（次条第一項において「機構」という。）と、「第一項の納

づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(政令への委任)

**第二十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十条第一項本文の規定によつて、所定の期限までに申請を受けた実用発電用原子炉設置老練等にあつては、当該承認に係る納期限。次条各項に依りて、所定の期限までに申請を受けた実用発電用原子炉設置老練等にあつては、当該承認に係る納期限。

第一項に就いて同じ」と新規処理法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「改正法附則第十条第一項本文」と読み替えるものとする。

用原子炉設置者等に対する新再処理法第十六条及び第十七条の規定の適用については、新再処理法第十六条中「認可業務計画の計画期間内」とあるのは「令和六年度」と、「あつかじめ」と

あるのは「第五十五条第五項」の規定による認可業務計画の公表後遅滞なく」と新再処理法第十七条中「前条前段の確認を受けた廃炉実施

計画（同条後段の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき」とあるのは、「令和六年度に」と「当該廃炉に」とあるのは、「前条前段の確認を受けるまで」を実施し、又は

当該確認を受けた廃炉実施計画（同条後段の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき実施した廃炉に」とする。

**第十二条** この法律の施行の際現にその名称中に使用済燃料再処理・廃炉推進機構という文字を用いてゐる者については、新再処理法第二十一条の規定は、この法律の施行後六月間は

**第十三条** 使用済燃料再処理機構は、施行日までに適用しない。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。可を受けるものとする。

**(罰則に関する経過措置)**  
**第十七条** この法律(附則第一条第四号に掲げ  
規定にあつては、当該規定)の施行前にしたる  
為にに対する罰則の適用については、なお従前の  
まゝとする。

例による。

(検討)  
**第十八条**

4 政府はこの法律の施行後五年を経過した後適当な時期において、新再処理法の施行の状況